

ATMでも

WEBでも

保管金は電子納付で

電子納付の制度をご存じですか？

詳しくは、[最高裁判所ホームページ](#)をご覧ください。

～かんたん！便利！あんしん！～

- ・ 郵便料の予納も郵便切手に代えて電子納付で可能（注1）
- ・ ATMやネットバンクで24時間、365日納付可能（注2）
- ・ 残金はあらかじめ登録した口座に還付
- ・ 一度登録すれば全国の裁判所で利用可能

注1 簡易裁判所では利用できません。

予納金額は、庁により異なる場合があります。事前に各裁判所にご確認ください。
大阪地方裁判所の取扱いは [こちら](#) をご覧ください。

注2 開庁日の午後5時以降や非開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び
年末年始（12月29日から1月3日まで））になされた電子納付は、この納付を
確認した後に必要な事務の取扱いが、翌開庁日の午前9時以降となります。
特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

また、民事執行事件事件における買受申出保証金及び売却代金については、
現在のところ電子納付の対象としていません。

大阪地方裁判所

郵便料の電子納付による予納等のお願い

大阪地方裁判所

大阪地方裁判所では、民事訴訟事件または行政訴訟事件の訴え提起時に必要な郵便料を郵便切手以外の方法で納付することができます。

複数回利用される方には、原則として手数料がかからず、保管金提出書に記入する必要がない電子納付という手続をお勧めしています。事前に【利用者登録コードの取得手続】が必要になりますが、一度登録していただくと、申立て時に登録コードをお知らせいただければ、保管金提出書に登録者情報が反映されますので提出書記載の手間が省略できます。また、インターネットバンキングや電子納付対応のATM等で納付でき、事件終了後に郵便料が残った場合の返還（還付）は、あらかじめ登録した銀行口座に振り込まれます。電子納付に御協力をお願いいたします。

1 予納金額

（訴状・控訴状）5,000円（相手方が1名増すごとに2,000円ずつ追加）

（抗告状）3,000円

（上告状）6,000円

2 予納の方法

付せんや訴状等に電子納付を希望する旨と登録コードを記載してください。

訴状控えをお返しする際などに保管金提出書をお渡しします。納付する際には、保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

※ また、受付窓口で保管金提出書の交付を受けた上、現金で納付することや裁判所保管金振込依頼書による銀行振込もできます。

◎お問い合わせ先

訴え提起前

大阪地方裁判所民事訟廷事件係（電話D I 06-6316-2813）

同 堺支部民事訟廷事件係（電話D I 072-223-8453）

同 岸和田支部訟廷事務室（電話D I 072-441-6906）

訴え提起後 担当部

利用者登録コードの取得手続等保管金全般

出納第一課保管金第一係（電話D I 06-6316-2657）